

おへそ保育園の保護者の皆さまへ

この登園許可証は、保育園に通う園児の健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。感染症発症後に医師より下記の「登園許可証」を記入頂いた後に、ご登園をしていただきますようお願いいたします。登園許可証を切り取り、ご登園する際に職員にご提示ください。

《登園許可証が必要な感染症》

病名	登園の目安
インフルエンザ	解熱して2日～3日を経過するまで(医師の診断に従ってください)
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが消失するまで
水疱瘡(みずぼうそう)	全ての発疹が瘡蓋(かさぶた)になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
腸管出欠性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	伝染の恐れがなくなるまで(医師の診断に従ってください)
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気の登園の目安については、診察した医師の判断によります。 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎など

登園許可証

保育園名 おへそ保育園

園児氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日

診断名 _____

上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れはなくなりました。
よって、平成 年 月 日より登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

連絡先

医師氏名

印